

(標題)

駐車場内 飲料自動販売機設置事業者募集

公益財団法人大阪府都市整備推進センターが管理する江坂南駐車場外2駐車場に飲料自動販売機を設置する事業者を募集します

1. 申し込み受付期間

令和7年3月3日(月)から令和7年3月10日(月)

2. 募集要項及び様式

募集要項及び様式[PDFファイル]

契約書(案)[PDFファイル]

3. 申し込み方法

郵送 : 令和7年3月10日(月)必着

4. 申込書提出場所

〒541-0053 大阪市中央区本町1-8-12 オーク堺筋本町ビル10階

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 駐車場事業課宛て

5. 事業者の決定方法

最高の売上手数料の率で申込みされた者を選定します。

*詳しくは募集要項等をご覧ください

駐車場における飲料自動販売機設置事業者の募集要項

公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）が行う飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、各条項をご承知の上、お申し込みください。

1. 募集物件の設置場所及び設置台数

番号	所在地	設置場所	台数	位置
1	吹田市江の木町1番1	江坂南駐車場 (北側歩行者出入口付近)	1台	別図
2	吹田市江の木町1番1	江坂南駐車場 (南側歩行者出入口付近)	1台	別図
3	吹田市江の木町17番	江の木駐車場	1台	別図
4	堺市西区鶴田町669番地	鶴田駐車場	1台	別図

2. 募集への参加に当たっての資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人が設置事業者に応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者

(2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自ら管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有している者であること。

(3) 平成23年度以降に行われた、大阪府の清涼飲料水自動販売機の設置事業者募集にお

いて設置事業者となった実績を有する者、又はセンターが行った清涼飲料水自動販売機の設置事業者募集において設置事業者となった実績を有する者であること。

- (4) 法令等の規定により販売について許認可を要する場合（乳飲料の販売等）は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から 4 号まで又は 6 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 募集条件等

(1) 契約金等

①設置期間

物件番号 1（江坂南駐車場）：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

物件番号 2（江坂南駐車場）：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

物件番号 3（江の木駐車場）：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

物件番号 4（鶴田駐車場）：令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

②契約一時金

契約一時金（1 年間・1 台）として 3 万 6 千円を、契約後及び各年度当初に支払っていただきます。

なお当該年度が 1 年に満たないときは、36,000 円／台（消費税及び地方消費税の額を除く）を 12 で除した値にその年度の月数を乗じた金額とします。

また、1 ヶ月に満たない月は 100 円／台（消費税及び地方消費税の額を除く）にその日数を乗じた金額とします。

③売上手数料

売上に応じた売上手数料の最高の応募の率をもって契約します。

④その他の必要経費等

自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

電気代はセンターの負担とします。

⑤必須条件

設置する自動販売機の大きさ及び台数は設置位置図に示した範囲の中に収まるように設置してください。

なお商品の補充等に当って車や自転車歩行者等の通行の障害にならないように設置してください。

(2) 設置に当たっての条件

設置に当たっては次のことを遵守してください。

- ①販売品目は、缶またはペットボトルなどの密閉式の容器入りの飲料品（乳飲料を含む）とし、酒類の販売は行わないこと。

- ②商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者で行うこと。
また常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ③原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶、ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ④衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ⑤設置する自動販売機は省エネタイプで錆、傷などのないものとする。
- ⑥設置に当っては、設置位置、据え付け方法、関連工事等について事前にセンターの確認を得た上で実施すること。
なお据え付けに当っては、据え付け面を十分に確認したうえで、地震や悪戯による転倒防止等の安全策を講じること。
- ⑦自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑧天候及び窃盗被害等による自動販売機の腐食、損傷等のリスクは設置事業者が負担すること。

(3) 原状回復

設置事業者は、設置契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに設置事業者の責任、負担において原状回復してください。

なお原状回復に際し、設置事業者は一切の補償をセンターに請求することができません。

4. 応募申込の手続き

所定の書類により郵送にてお申し込みください。

(1) 申込方法

○簡易書留、又は宅配便等配達記録が残る方法としてください

申込受付期間 令和7年3月3日(月)～令和7年3月10日(月) 必着

送り先 〒541-0053

大阪府中央区本町1丁目8番12号

オーク堺筋本町ビル10階

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

まちづくり事業部 駐車場事業課 宛

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書
- ② 誓約書
- ③ 販売品目
- ④ 2-(4)に係る許認可等の免許証の写し

⑤ 経歴書[2-(2)及び2-(3)の実績のわかるもの]

5. 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募の書類の審査を行い、物件ごとに最高の売上手数料の率で申込みをした者としします。
販売品目の売値は、審査の対象となりません。
- (2) 率が同一の場合
応募の率が同一の場合、当該応募者の立会のもと、くじにより決定します。
- (3) 設置事業者への通知
設置事業者を決定したときは応募者にセンターより通知します。
- (4) その他
設置事業者の決定は 令和7年3月10日(月)の予定です。

6. 契約手続き

設置事業者に決定した者は速やかに下記の書類を提出してください、センターにて確認の後、提出書類に基づき道路管理者等への占用手続き等をセンターにて行い、その許可を受けた後、契約を行います。

[提出書類] ※提出部数は①②は3部、③は1部

- ①設置場所の図面
- ②設置する自動販売機のカタログ
- ③証明書類(発行日から3か月以内のもの)
法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書

7. 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、令和7年3月17日(月)までに契約を締結しないとき
- ② 設置事業者が契約締結までの間に応募者の資格を失った場合

8. その他

契約に係る手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

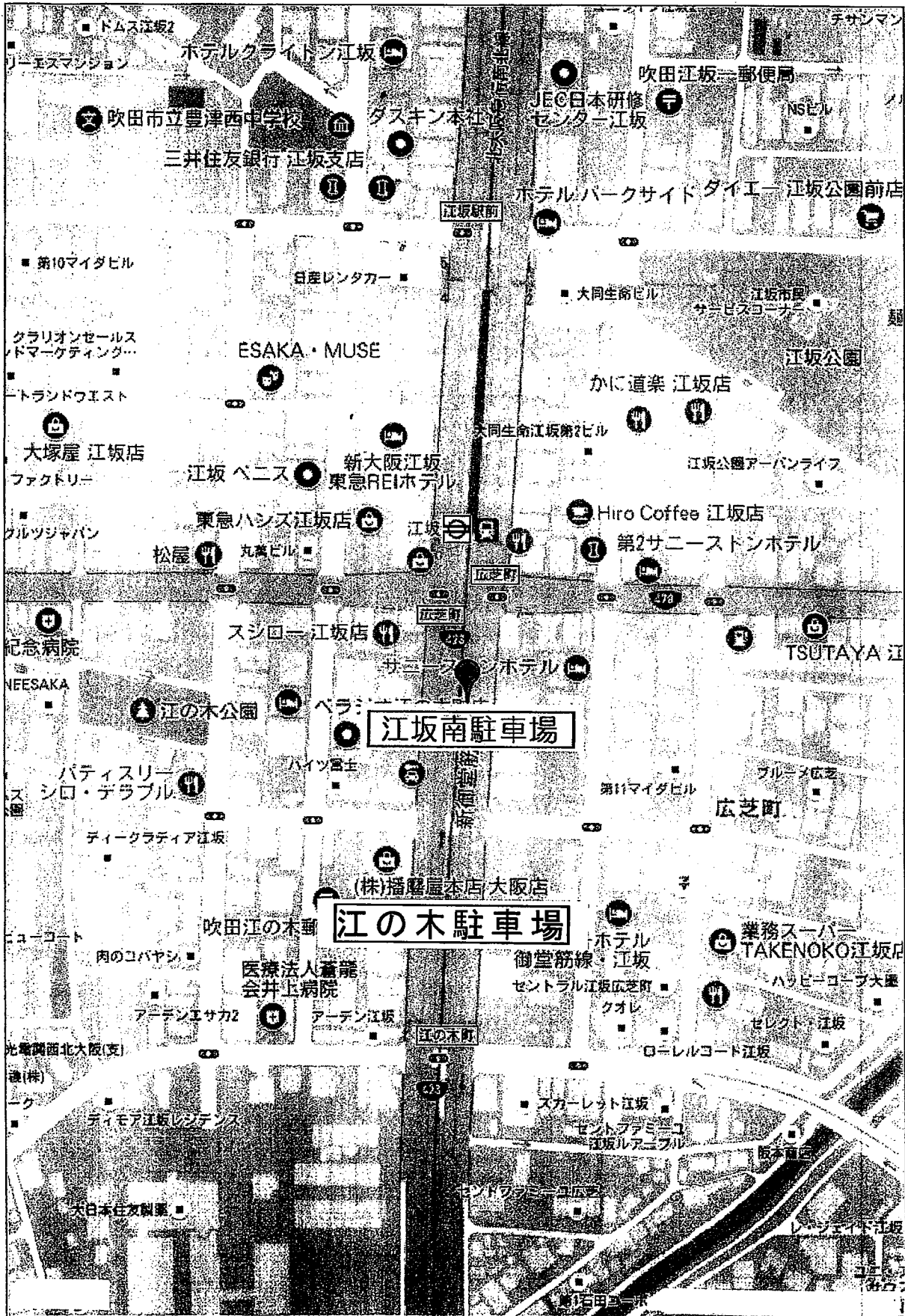
公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

まちづくり事業部 駐車場事業課 担当 小猿 木原

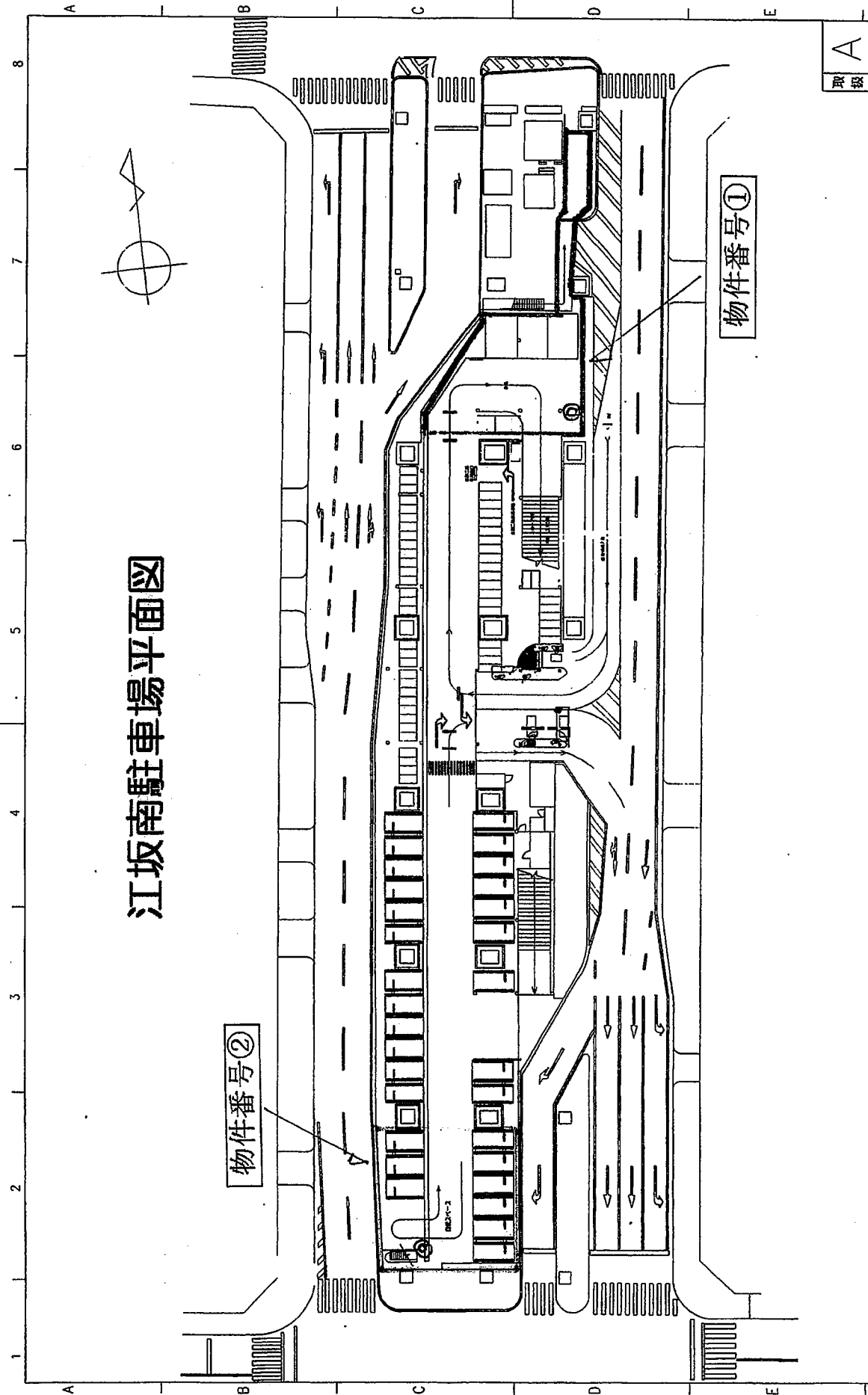
大阪府中央区本町1丁目8番12号 オーク堺筋本町ビル10階

TEL 06-6262-7720

駐車場位置図



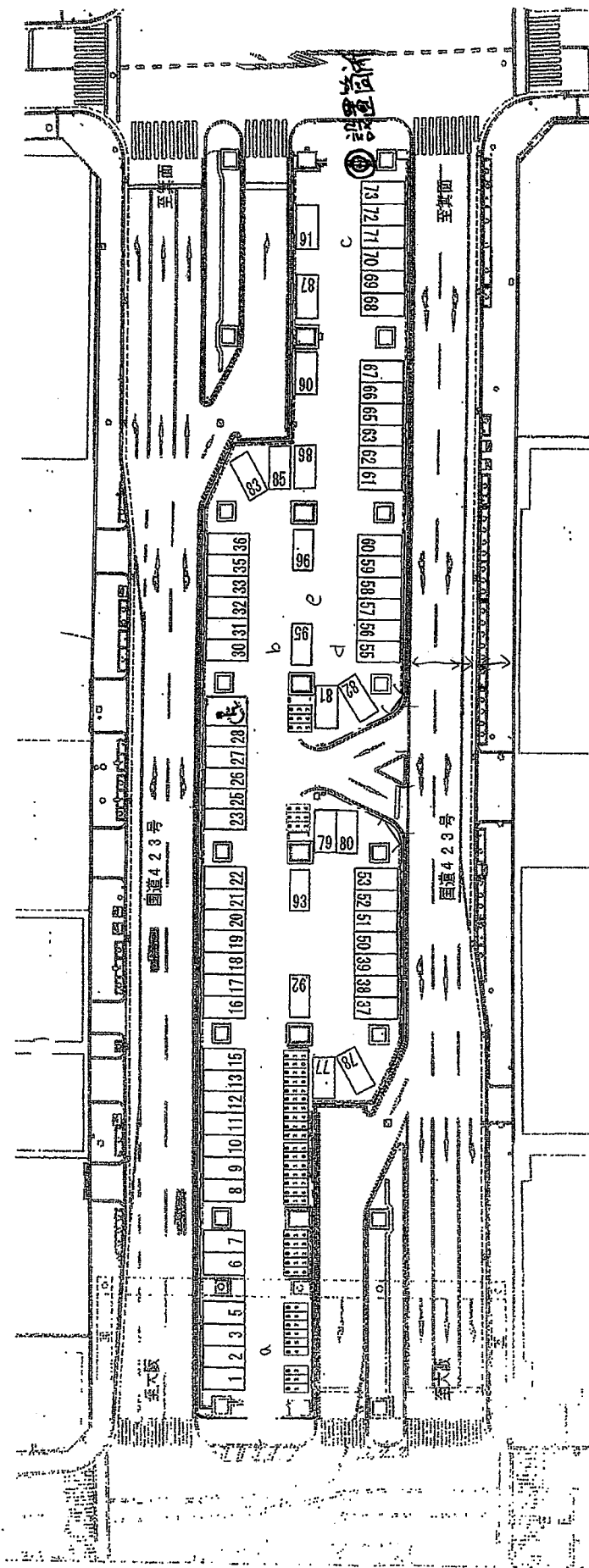
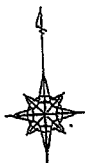
江坂南駐車場平面図



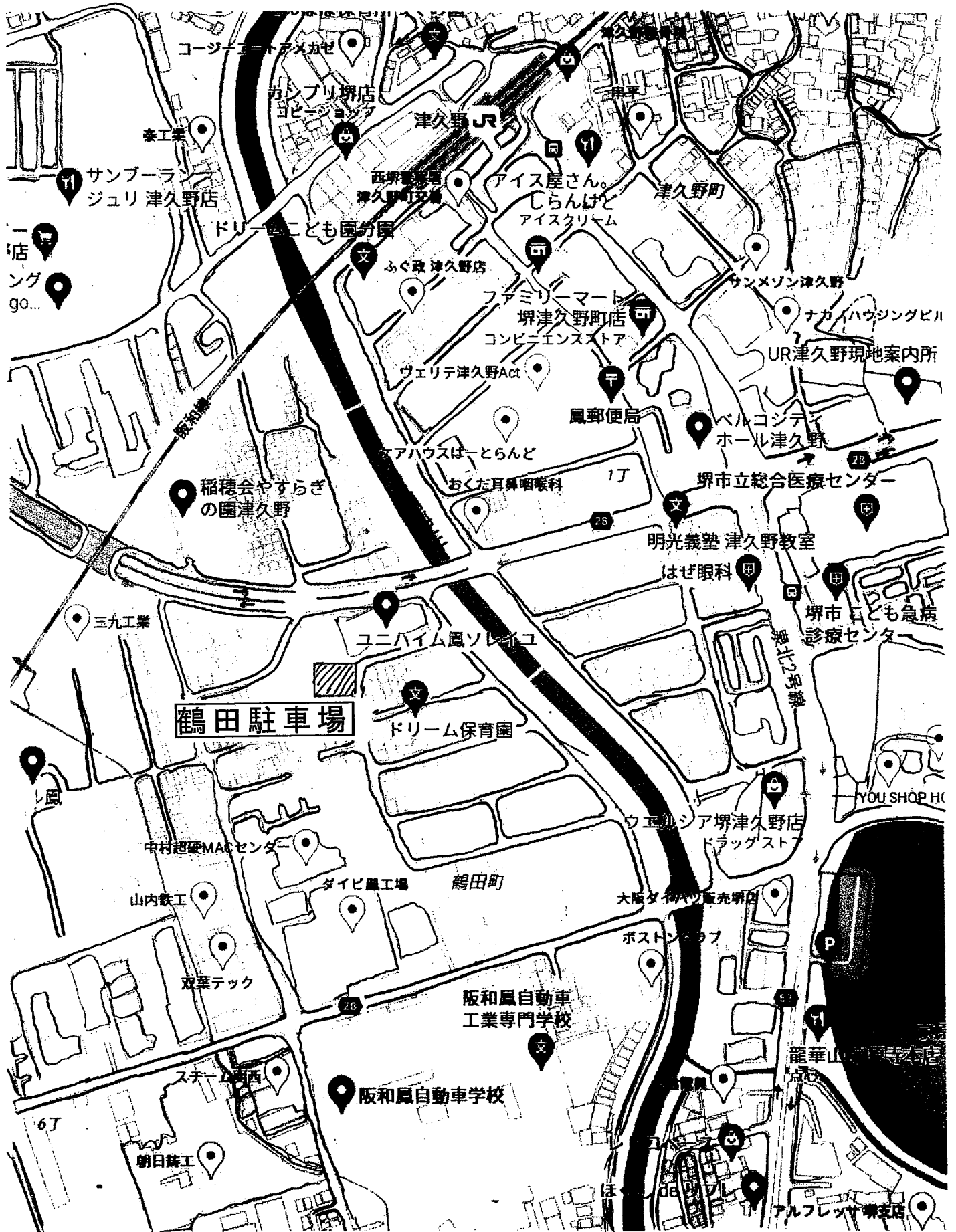
A		取		扱		A	
改		CHANGE		定		F	
系3号迄		縮小係数		縮小係数		縮小係数	
DRAWN		CHECKED		DESIGNED		APPROVED	
mm		1 : 400		mm		mm	
SCALE		SCALE		SCALE		SCALE	
印図の		印図の		印図の		印図の	
大きさ		大きさ		大きさ		大きさ	
SIZE		SIZE		SIZE		SIZE	
A3		A3		A3		A3	
図番		DWC.No.		DWC.No.		DWC.No.	
S703-0410-01		S703-0410-01		S703-0410-01		S703-0410-01	
作成日		DATE		DATE		DATE	
16.07.13		16.07.13		16.07.13		16.07.13	
SHEET		SHEET		SHEET		SHEET	
01 OF 01		01 OF 01		01 OF 01		01 OF 01	
REV.		REV.		REV.		REV.	
A		A		A		A	

江の木駐車場

(吹田市江の木町17番地先)



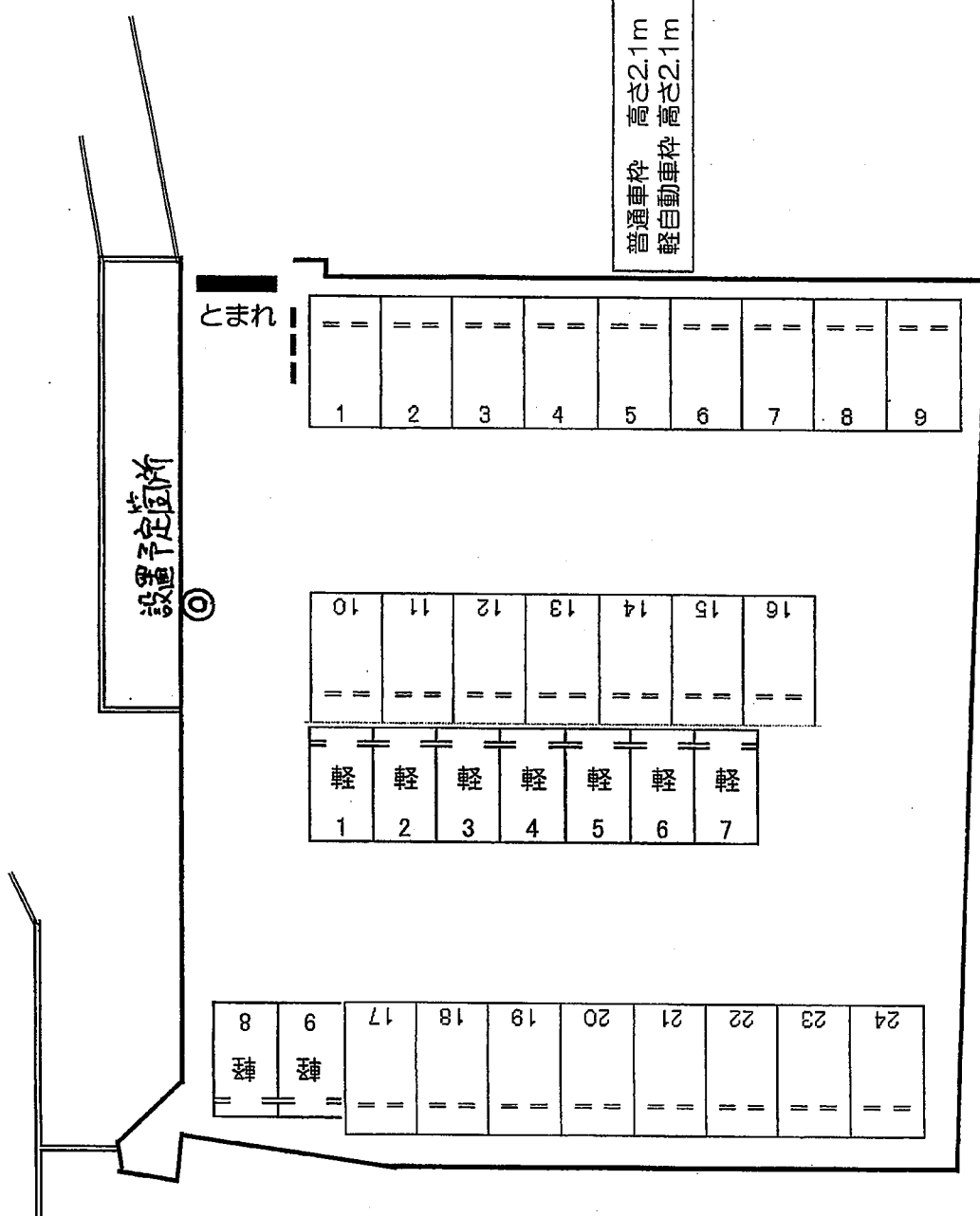
駐車場位置図



鶴田駐車場

堺市西区鶴田町669番

鶴田公園



普通車枠	高さ2.1m	幅1.9m	長さ5.0m
軽自動車枠	高さ2.1m	幅1.6m	長さ4.0m

とまれ

設置予定箇所

1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---

10	11	12	13	14	15	16
----	----	----	----	----	----	----

軽	軽	軽	軽	軽	軽	軽
1	2	3	4	5	9	7

軽	軽	17	18	19	20	21	22	23	24
8	9								

応募申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 様

住所（所在地）

氏名

印

法人名

代表者名

（事務担当者）

所属部署

氏名


電話

飲料自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

提案契約金額等

物件番号	所在地	設置場所	応募の率 (売上に対する 手数料の率)
1	吹田市江の木町1番1	江坂南駐車場 (北側歩行者出入口付近)	%
2	吹田市江の木町1番1	江坂南駐車場 (南側歩行者出入口付近)	%
3	吹田市江の木町17番	江の木駐車場	%
4	堺市西区鶴田町669番地	鶴田駐車場	%

※ 1. 応募の率は、アラビア数字の整数で記入してください。

2. 応募しない物件は、応募の率の欄に  斜線を入れてください。

誓約書

私は、公益財団法人大阪府都市整備推進センターが実施する駐車場における自動販売機設置事業者の募集要項の申込みに当り次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、駐車場における自動販売機設置事業者の募集要項について十分理解し、承知の上で申込み、参加します。
- 2 駐車場における自動販売機設置事業者の募集要項の「2 募集への参加に当たっての資格要件」に定める必要な資格を有します。

令和 年 月 日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 理事長 様

住 所 (所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

印

飲料自動販売機の設置に関する契約書（案）

公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に関し、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（自動販売機の設置場所及び台数）

第2条 乙は、甲が管理する駐車場の下記の場所に自動販売機を設置し、管理するものとする。

自動販売機の設置場所 〇〇〇駐車場

設置台数 1台

（契約金等）

第3条 契約金は、契約一時金の年間36,000円／台（消費税及び地方消費税の額を除く）及び売上手数料とし、手数料の率は〇〇%とする。

（設置期間及び契約期間）

第4条 本契約の期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（自動販売機の設置及び撤去費用の負担等）

第5条 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用については、乙の負担とする。

（電気使用量）

第6条 自動販売機の運転に必要な電気使用量については甲が負担する。

（契約一時金）

第7条 契約一時金は、当該年度分を、契約日より又は年度開始日より20日以内に甲指定の銀行口座に振り込みにより支払うものとする。

なお当該年度が1年に満たないときは、36,000円／台（消費税及び地方消費税の額を除く）を12で除した値にその年度の月数を乗じた金額とする。

また、1ヶ月に満たない月は、100円／台（消費税及び地方消費税の額を除く）にその日数を乗じた金額とする。

2 振込手数料は乙の負担とする。

（売上手数料）

第8条 売上手数料は、自動販売機の売上実績額に第3条に規定する売上手数料率を乗じて得た額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自動販売機に係る各月ごとの売上数、売上実績額及び売上手数料を、当該月の翌月10日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、売上手数料を、当該月の翌月20日までに甲指定の銀行口座に振り込みにより支払うものとする。

4 振込手数料は乙の負担とする。

（遅延利息）

第9条 乙は、第7条に係る契約一時金及び第8条に係る売上手数料が、指定された期限までに支払わ

れなかったときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて、当該金額につき年5%の割合で計算した金額を、遅延利息として、甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日とする。

(販売品目の構成等)

第10条 自動販売機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

- 1 販売品は、缶、ビン又はペットボトルなどの密閉式の容器入りのものとする。
- 2 酒類の販売は行わないものとする。

(販売価格)

第11条 販売価格は、メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

(維持管理責任等)

第12条 商品の補充及び金銭管理等自動販売機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

- 2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。
- 3 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。
- 5 乙は、食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

また、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、衛生管理に万全を期し、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。

- 6 乙は、自動販売機の設置に当たって、据付面を十分に確認した上で安全に設置しなければならない。
- 7 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(自動販売機設置の中止)

第13条 乙は、正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機の設置を中止することができない。

- 2 甲乙協議の上、やむを得ず中止する場合は、乙は2ヶ月前までに書面により甲に、契約の解除を申し出なければならない。
- 3 第2項の規定により契約の解除を行った場合においても、納入済の契約一時金については返還しない。

(自動販売機の盗難及び破損)

第14条 甲は、当該自動販売機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

- 2 乙は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。
- 3 甲は、自動販売機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。
- 4 第2項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(損害の補償)

第15条 自動販売機の設置及び販売に関し、第三者に生じた損害については、すべて乙が補償するものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(販売量の確認)

第16条 販売量の確認は、半年に一度甲乙立会いのもと、自動販売機に取り付けられたカウンターにより行うものとする。

(自動販売機の交換・修理)

第17条 乙が、自動販売機の点検、修理、又は交換（リプレイス）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

(契約解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、契約を解除できるものとする。

(1) 本契約に先立ち乙から提出された申込に関する各種提出書類（応募申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。

(2) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(3) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(4) 道路管理者より設置箇所に係る占用許可が取り消されたとき

(5) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

3 前項による契約の解除を行った場合、納入済の契約一時金については返還しない。

(原状回復)

第19条 乙は、契約期間が満了または前条の規定により契約が解除された場合には、乙は速やかに自動販売機を撤去しなければならない。

2 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(疑義の解釈等)

第20条 この契約書の定めに疑義が生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年〇〇月〇〇日

甲 大阪市中央区本町1丁目8番12号
公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
理事長 田 中 一 史

乙